

派遣法改正を「廃案に」 きょうにも採決をけん制

『東京新聞』 2015年9月8日 朝刊

参議院で審議中の労働者派遣法改正案について、派遣社員として働いた経験がある女性らが七日、厚生労働省で記者会見し、「女性や若者が多い派遣就労の環境を悪化させる」として廃案を訴えた。女性らは塩崎恭久(やすひさ)厚労相や丸川珠代(たまよ)参院厚生労働委員長らに廃案を求める要請文も提出。与党側が八日の同委で採決姿勢を示しているのに対し「審議は不十分。拙速に採決しないで」と強調した。



派遣法改正案の廃案を訴える廣瀬明美さん
=7日、東京都千代田区の厚生労働省で

改正案は、派遣労働の受け入れ期間制限を実質的になくすことが柱。企業が継続的に派遣労働者を使い続けられるようになる。一方、働き手からみると、業務内容にかかわらず、一つの職場で働ける期間は三年に制限される。

要請では、改正案が施行されれば、派遣労働者を守るため、十月から始まる予定の「労働契約申し込みみなし制度」が形骸化すると指摘。この制度は、違法派遣があった場合、受け入れ企業は、違法状態が発生した時点で直接雇用を申し込んだとされる。

期間制限のない専門業務を契約している女性が、三年までしかできない一般事務などをさせられている場合などが当てはまるが、改正案では業務の区分がなくなるため、違法が認定されにくくなる。

こうした働き方を十年以上続け、昨年三月に契約が切られた女性(52)は「労働者が救われない法案を通すことはやめてほしい」と訴えた。

元派遣労働者の廣瀬明美さん(40)は、政府が成立を急ぐのは「みなし制度」を骨抜きにするためだけだと指摘し「派遣労働者だけでなく、国民への周知期間がとれず混乱をきたす」と批判した。(小林由比)